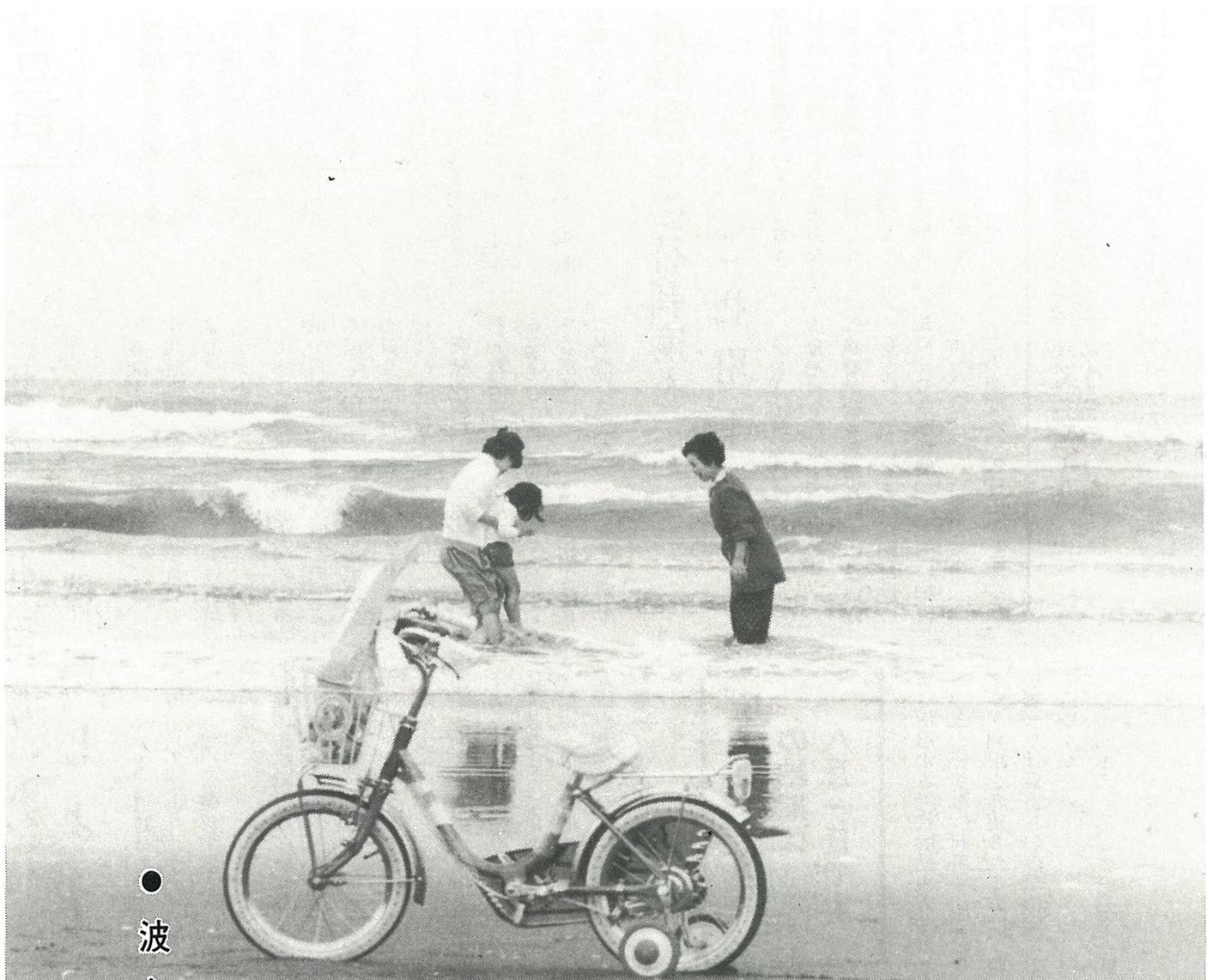


光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話 (04798) 4-1211(代)



● 波とあそぶ
 へ尾垂海岸で

- ◎ 今月のおもな記事
- ・ 青色申告の町宣言
 - ・ 国民年金だより
 - ・ 観光シーズン到来

青色申告の町宣言

本町は、自主申告納税の理想郷を実現するため、町民が国民の基本的義務である納税について、再認識し、納税意欲の向上をはかりもって社会経済の発展に貢献するとともに、町民相互の繁栄と幸福を築くため、ここに光町を青色申告の町とすることを宣言する。

七月四日に青色申告の町宣言記念式典を挙行し、光町が青色申告の町であることを町内、外に公表し自主申告納税を町ぐるみで推進して、明るい郷土作りと、光町の建設に貢献することになりました。

青色申告制度施行二十七年目を迎えた今年、当町では、青色申告会や法人会が中心となり、関係諸団体の協力を得て趣旨の普及に努めておりましたが、今では、その普及率は個人事業で七〇%、法人では八〇%に達する見込みとなりました。

このことは、住民一人々が納税の重要性を深く理解され、自主的に納税しようとする意欲のあら

埋蔵文化財を

保護しよう

埋蔵文化財の発掘については、文化財保護法により教育委員会を通じて、文化庁に届出しなければなりません。

土木工事や土砂採取のために古墳や貝塚等の埋蔵文化財を発掘する場合は生じたときは、八匠教育委員会の許可を受けてから発掘しなければなりません。

開発の進む中で土地の売買が、行われていますが、埋蔵文化財を包蔵もしくは、包蔵すると認められる土地については、文化庁長官が保護に必要な命令を発する場合

もあるので、遺跡分布地図が八匠教育委員会にありますので、よく照合してから売買するようにしてください。

他の市町村では、ほ場整備のため、無断で古墳の土を採取し、外形だけを残しておくという悪質な事件が発生しております。埋蔵文化財やすべての文化財は、私たちの宝であり、昔の人の偉大な遺産であります。みんなの協力で大切に保護しようではありませんか。

なお、遺跡、遺物を発見したら八匠教育委員会まで、連絡してください。☎〇四七九七(一)一五〇四

所得税は振替制度を

ご利用下さい

◎振替納税を利用されている方へ
納付書は、税務署から直接あなたの指定した金融機関に送付して納付手続をしますが、納税額よりも預金が少ないときは、振替納税ができませんので、預金残高をお確かめください。

◎振替納税を利用されていない方へ
なお、領収証書は金融機関から直接送付されます。
さきにお送りしました納付書で最寄りの金融機関へ期限内に納付しましょう。

この制度は、銀行預金を支払方

七月十日 参議院議員選挙投票日

「選ぶ人、選ばれる人の心を結ぶこの一票」

自衛官募集

資格 十八才〜二十五才未
満
身分 特別職国家公務員
実質給与 一一二、五〇〇円
くわしくは、住民課(㉵二〇三一〇一)または、旭募集事務所(☎〇四七九六(二)〇九七一)までおたずねください

善意銀行預託者

光町木戸八、四三四番地
平山 政雄 殿
草花 一千株

＊おわび

五月号の三ページに掲載しました区長さんの氏名欄中、富下部落の区長さんが、掲載もれでありましたので、おわびいたします。

富下区長 日色 清
(㉵) 二七八一〇二

所得税(二期分)の納期は 八月一日です

法に活用する近代的納税方法として、広く皆さんに利用されており、利用を希望される方は、税務署または最寄りの金融機関にお申込みください。

☎〇四七二(二二)一五七一(代)



国民年金だより

国民年金は、年々、内容が改善されていますが、今年も五月の国会で、次のような法律改正がなされました。

は、毎年九月に行われていたことが、今年七月から実施されることになりました。

◆ 拠出年金

七月から年金額の物価スライドによる給付改善が行われます。

スライド率は、前年度の消費者物価指数上昇分の九・四％が引き上げられ支払われます。この改正

福祉年金は、十・八％ないし十

一・一％引き上げられました。また、福祉年金受給者の多年の要望であった「盆暮の支払月」が実現しました。

保険料の改定 (五十三年四月から)

改正前	月額 二、二〇〇円
改正後	月額 二、七三〇円

支払期月の改善

改正前	一月・五月・九月
改正後	四月・八月・十二月

拠出年金の増額

(52年7月から)

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)
老齢年金	25年納付	32,500円
	10年年金	20,500円
	5年年金	15,00円
障害年金	1級	41,250円
	2級	33,000円
母子、準母子、遺児年金(子等1人)	33,000円	36,100円

福祉年金の増額

(52年8月から)

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)
老齢福祉年金	13,500円	15,000円
障害福祉年金	1級	20,300円
	2級	13,500円
母子福祉年金	17,600円	19,500円

保険料の滞納はありませんか

保険料は、納めましたか。何か月も滞納してしまつと、保険料の額が大きくなって一度に納めにくくなってしまいます。

そればかりか、保険料を納期限までに納めていませんと、不測の事故にあつたとき、障害年金や母子年金などを受けることができな

いということにもなりますし、六十五才になつても老齢年金を受けることができないということになります。このような事故にあつてからは保険料を納めることはできません。

たばこは町内で 買いましょう

消費税は貴重な財源

国民年金はこんなときに支給されます

国民年金は、歳をとつたときに支給される老齢年金を中心にして病气やケガで身体障害者になつたときに障害年金、万一御主人に先

き立たれ母子家庭になつたときに母子年金などが支給されます。ところが、これらの年金を受け

年金の種類	支給条件
老齢年金	保険料を25年以上納めた人が(年齢に応じて24年から10年に短縮)65歳になったとき支給されます。
通算老齢年金	国民年金、厚生年金、共済年金等公的年金に加入した期間および配偶者期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき支給されます。
障害年金	国民年金に加入している期間中にかかった病气やけががもとで障害者になつたとき支給されます。
母子年金	国民年金に加入している妻が夫と死別し、18歳未満の子と生活しているとき支給されます。
準母子年金	国民年金に加入している女の人が、夫や父、息子をなくし、18歳未満の孫や弟、妹と生活しているとき支給されます。
遺児年金	国民年金に加入している父母が亡くなったとき残された18歳未満の子に支給されます。
寡婦年金	老齢年金を受けられる条件を満たしていた65歳未満の夫が死亡したとき、妻に60歳から65歳まで支給されます。
死亡一時金	3年以上かけ金を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき支給されます。

(有) 二〇三・一〇三

観光シーズン到来

水の事故から こどもを守ろう

あぶないよ！の一言を

夏……子どもにとって、いちばん楽しい季節となりました。

この時期になると、痛ましい水の事故が多く発生します。子どもは、無中で遊んでいると、危険なことも忘れてしまいます。

楽しい夏の思い出が残せるよう気を配りましょう。

●こどもが一人で、川や池等へ行

畜産家の皆さんへ

不法投棄をなくそう



だけでも二十三件を数えました。ここ数年、家畜の死がいやふん尿の不法投棄など、畜産による公害があとを断ちません。十数年前と違って、私達の身のまわり、特に、環境の変化が著しい近年では公害に対する考え方が、非常に敏感になっていきます。

夏の観光シーズンが到来するとそれに歩調を合わせたかのように起こるのが、家畜のふん尿による悪臭やたれ流しです。

昨年、この時期に役場への通報

は、県道飯岡——一宮線の光町と

慶 弔

六月十五日現在受付(敬称略)

◎ご結婚

- ◎ご結婚
- 〔部落〕 氏 名
- (長塚) 海保光雄—小川 浩子
- (谷中) 小林喜昭—飯田已津子
- (辻) 大木 衛—遠藤 春代
- (木戸) 椎名洋雄—椎名 文江
- (長塚) 鈴木延代—加瀬すみ子
- ◎お誕生
- 〔部落〕 赤ちゃん・父親・統柄
- (白磯) 向後由美 保司 長女
- (作間内) 鈴木友子 武 長女
- (新井) 佐久間恵子芳郎 二女
- (芝崎) 椎名さち子敏夫 長女
- (尾垂) 伊藤弘己 朗 二男
- (尾垂) 伊藤悟志 市郎 長男

野栄町の境界で、午前九時五十分から十時まで、毎日無料で収集を行っていただきますのでご利用下さい。

このように、不法投棄することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって「投棄の禁止」がうたわれ、さらに、その罰則として「五万円以下の罰金に処する」とうたわれています。

農業の町を支える畜産家に対する理解を忘れてはならないと思いますが、モラルの低下による公害は、絶対に出してはならないと思えます。美しい自然を私達で守ろう。

- (小川台) 林久美子 正敏 二女
- (小田部) 布施崇裕 和男 二男
- (古屋) 越川洋子 伝 二女
- (宮内) 勝田康博 豊明 長男
- (新井) 川野由紀 勇 長女
- (傍示戸) 齊藤雅剛 幸雄 長男
- (小田部) 須合明子 実 二女
- (篠本) 越川恭子 完治 長女
- おくやみ
- (部落) 氏 名(性別・年令)
- (宝米) 土屋 タカ 女 86歳
- (二又) 川島 竹 女 71歳
- (橋場) 小川 徳治 男 55歳
- (虫生) 深田 なを 女 56歳
- (橋場) 五木田りん 女 61歳
- (長塚) 小川ゑい 女 87歳
- (篠本) 大木 義一 男 81歳

特児手当が支給されます

身体に障害のあるお子さんを、家庭で養育されている方に特別児童扶養手当が支給されます。これは、障害程度が法律で定める一級か二級に該当する重い障害がある二十才未満の障害児が対象となります。(二十才以上は、国民年金制度による障害福祉年金の対象となります。)

この手当の支給額は、一級の障害 月額 二万三百円
二級の障害 // 一万三千五百円
が支給されますが、八月分からは

町の状況

<6月1日現在>

人口	男	5,741人 (+12)
	女	5,895人 (+1)
	計	11,636人 (+13)
世帯		2,793 (+4)

()内は前月比

消防団 夏季訓練予定

光町消防団では、次のとおり夏季訓練を計画いたしました。

- 七月四日 規律訓練
- 七月八日 ポンプ操法訓練
- 七月十九日 ポンプ操法大会
- 七月二十七日

東総地区ポンプ操法大会
時間は、いづれも午前八時三十分集合です。
場所は、光中学校です。
団員の御協力をお願いします。



さらに引上げが行われる予定です。くわしくは、厚生課福祉係へおたずねください。(番)二〇四—〇三